

Q&A 一人親方等への周知と配慮義務

Q：元請事業者の立場ですが、関係請負人の労働者、一人親方等に対して指揮命令する義務ではないものと解釈していましたが、法改正により変わったと聞きました、どのような注意が必要なのでしょう
か？

A：令和5年4月1日から施行により、建設業その他の業種で、一人親方、下請業者などの請負人及びその他直接雇用する労働者以外の者（他社の労働者、搬入業者、警備員など、以降一人親方等とする）についても安全衛生確保のための措置義務が定められました。

キーワードは周知と配慮と表示です。有害物などのばく露を防止するために呼吸用保護具などを使用する必要がある場合、これまでは事業者と労働者の関係で保護具を使用させなければならない、として規制されていましたが、一人親方等に対しても同様にはく露防止を徹底させるため、事業者は請負人に仕事の一部を請け負わせる場合に、当該一人親方等に必要な保護具を着用する必要があることを周知させなければなりません。

この点については有機溶剤作業、金属アーク溶接作業、酸欠、粉じん作業など保護具を必要とする作業全般において新規に追加されています。

「配慮」に関しては、ばく露防止のために設けられている設備、局所排気装置や全体換気装置など、事業者が労働者のばく露を防止するために設けなければならない設備を一人親方等に対しても稼働させることについて配慮しなければならないとして加えられています。

「表示」に関しては、これまで表示する目的は関係労働者に向けて表示する表現であったものが、当

該作業場にいる者全員に対して周知されるように表現が変更されています。

さらに有機溶剤作業や粉じん作業場において表示すべき内容が新たに増えていますのでご注意ください。

これらの措置義務に関して、重層請負関係の場合、誰がやるのかについては、留意事項に以下のように記載されています。「元請事業者から請け負って実施する一次下請事業者は二次下請事業者に対する義務を負い（三次下請事業者に対する義務は生じない）二次下請事業者は三次下請事業者に対する義務を負う。」

このように、元方事業者に係る措置義務等は新設されてはませんが、安衛法第29条第1項においては、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないとされているので、改正省令により義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は当該指示を行わなければなりません。

◇新規講習ははじめました◇

本年2月から、新規に下記二つの講習を立ち上げました。詳細は支部ホームページをご参照ください。同時に、前号でお伝えしたとおり、一部講習でWeb申込を開始しております。

- ① 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
- ② 保護具着用管理責任者教育

※令和4年4月1日からアーク溶接作業で必要となった特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習に代わるものですので、すでにこの特定化学物質～の作業主任者資格をお持ちの方は今回はじめた①の限定講習を受講する必要はありません。

建災防神奈川支部ニュース

No.574 令和6年4月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

令和6年度神奈川労働局労働基準部における行政運営方針について



～すべての人がいきいきと働かながわを目指して～

新年度における労働基準部の行政運営方針につきまして、建設業に関係が深い事項を中心に概略を説明いたします。

1 第14次労働災害防止計画の推進

休業4日以上の労働災害の死傷者数は増加の傾向にあります。業種では第三次産業が、事故の型では「転倒災害」、「腰痛(動作の反動・無理な動作)」が多く、また、60歳以上の労働者の災害が全体の4分の1を占める等、高齢労働者の労働災害が増加しています。また、令和5年(速報値)の死亡者数は42人(建設業16人)となり、令和4年(確定値)の30人(建設業9人)から大幅に増加しています。

このため、14次防に基づき、次のような取組みを行います。

- (1) 安全衛生対策や産業保健活動が、経営や人材確保・育成の観点からも有意義であることについて周知・啓発します。
- (2) 「転倒」や「腰痛」などの作業行動を起因とする労働災害を防止するため、+Safe協議会の取組成果を広く伝え、県内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図ります。
- (3) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく取組を一層促進します。また、外国人労働者に対し、容易に理解できる視聴覚教材等の情報を発信する等して労働災害防止を推進します。

(4) 建設業では、墜落、転落災害防止対策など充実強化に伴う法改正や関係ガイドラインの改正について指導、周知を図り、労働災害防止対策を推進します。

(5) 長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害防止のため、医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとする労働者の健康確保の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行います。

(6) 新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を行います。建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露防止のため、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度を周知します。

2 長時間労働の抑制

時間外労働の上限規制が適用される建設業等に対し、労働時間法制度、助成金等の周知・支援を行うとともに、発注者等に対して上限規制適用や配慮の重要性を周知します。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のため、時間外・休日労働時間数が月80時間超と考えられる事業場、過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

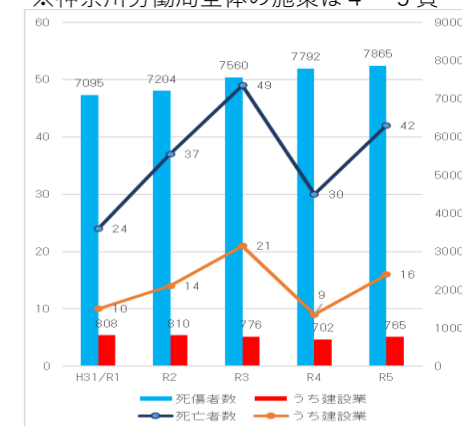
長時間労働につながる取引環境の見直しに向け、関係省庁と連携し、下請中小企業等への「しわ寄せ」防止や下請法違反が疑われる事案への対応に努めます。

3 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援

最低賃金の履行確保に取組むとともに、助成金の充実により、生産性向上を通じた中小企業等の賃金引上げを支援します。また、賃上げの原資が確保されるよう、関係省庁と連携して適正な価格転嫁などの環境整備に取り組みます。

労働局と労働基準監督署が連携した報告徴集、指導監督の実施により、是正指導の実効性を高めます。また、非正規労働者の処遇改善への取り組み、基本給・賞与の見直しを促す働きかけや、支援策の周知により、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

※神奈川労働局全体の施策は4～5頁



建設業労働災害発生状況(コロナによるもの)

支部行事予定

正副支部長会議

時：4月11日 15：00
所：建設会館411会議室

本部表彰選考委員会

時：5月7日 14：00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：5月7日 15：00
所：建設会館411会議室

第1回理事会

時：5月21日 14：00
所：建設会館講堂

代議員会

時：5月30日 15：00
所：建設会館講堂

運営委員会

時：6月11日 15：00
所：建設会館講堂

木建協正副会長会議(仮)

時：6月25日 16：00
所：建設会館講堂控室

木建協総会(仮)

時：6月28日 15：00
所：建設会館講堂

経営首脳者セミナー開催される



3月12日令和5年度の経営首脳者セミナーを建設会館講堂で開催しました。



黒田支部長からは、昨年の建設業における労働災害の発生状況について触れ、「死亡災害休業災害も増加の傾向にあり、

国の計画に併せてスタートした、神奈川支部の「かながわ安全強靱化計画」の初年度としてはあまりよいスタートとは言えない状況にある。」とし、「本日のセミナーは建設業が今年直面している、労働時間の上限規制と化学物質管理対策の2つの大きな課題に絞っている。」として、今回のセミナーのメインのテーマの重要性を強調しました。



その後、第一のテーマである労働時間の関係について、神奈川労働局の山崎監督課長から、時間外労働の上限規制の概要、災害時、復旧復興事業等における特例、働き方改革推進の支援助成

金の概要などについて、行政の観点からの基調講演がありました。



その次には、新菱冷熱工業(株)統括本部の佐川人事部長から、なぜ働き方改革が必要なのか、という問いかけから、建設業をめぐる人材確保がいかに危機的な状況であるかという現状の説明があり、新菱冷熱工業として意識改革をどのように進めてきたのか、そのためには女性の活躍推進が避けては通れない課題であるとの内容も含めてまとめがありました。



次に、安全課の千葉課長から、労働災害の発生状況、第14次労働災害防止計画、建設従事者の安全及び健康確保に関する基本的な計画の変更内容、今後の建設関係のICTの活用動きなどについて説明がありました。続いて、第二のテーマである、建設業における化学物質管理対策について、最初に健康課の畑野課長から、管内



の職業性疾病の推移について、健康診断の有所見率などの実情、次年度の労働衛生対策に

ついての説明の後、新たな化学物質管理についての法規則の概要について基調講演がありました。



その次には、建災防本部の化学物質対策センターの酒井調査役から「新たな化学物質の自主的管理の基本と建災防版リスク管理マニュアルの位置づけ」と題して、これまで、建災防で進めてきたマニュアルの意味合い、今後公表予定となっているマニュアル、皮膚等障害化学物質等に対するばく露防止についての説明がありました。

なお、当日の参加者は50名でした。

当日のカリキュラム

時間	内容	担当
13:30~13:35	開講挨拶	支部長 黒田 圭一
13:35~14:05 (30分)	労働時間の上限規制、働き方改革推進支援等 (監督指導違反状況・送検事例)	神奈川労働局監督課 監督課長 町崎雅夫氏
14:05~15:15 (70分)	建設業をめぐる現状と課題(健労人口)・取り組み事例(意識改革、ICT活用等による業務効率化)・女性活躍推進など	新菱冷熱工業株式会社 人事部長 佐川美佳氏
休憩(10分)		
15:25~15:55 (30分)	建設業における労働災害発生状況、法改正等の内容について	神奈川労働局安全課 安全課長 千葉幸則氏
15:55~16:25 (30分)	建設業における今後の化学物質管理等について	神奈川労働局健康課 健康課長 畑野俊氏
16:25~16:55 (30分)	新たな化学物質の自主的管理の基本と建災防版リスク管理マニュアルの位置づけ	建災防本部 化学物質対策センター 調査役 酒井康之氏

◇化学物質取扱い作業における6種のリスク管理マニュアル公開◇

建災防本部主催で3月19日「建設業における化学物質取扱い作業におけるリスク管理マニュアルの説明会」が開催されました。今後の化学物質管理体制の見直しを踏まえ、化学物質管理体制の確立が求められているところですが、当日、本部からは、右の6種類の建設作業等リスク管理マニュアルが示されました。これは指針に基づく化学物質の一連の流れ(濃度測定による分析、リスク低減措置等)を省略することができるものです。

- ①セメント系粉体取扱い作業
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業
- ④防水等有機溶剤取扱い作業
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業
- ⑥接着(長尺シート等)作業

☆建設業における署別労働災害発生状況☆

神奈川労働局 令和6年2月末日現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		4	3	3	3	3	11	7	5	3	7	5	8	62
	(1)												(1)	2
前年		7	1	3	9	4	11	4	4	3	7	3	8	64

(注)労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和6年3月22日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		(令和6年)	前年同期(令和5年)	前々年同期(令和4年)	令和5年速報値	令和4年	令和3年
製造業		1			4 (1)	2	8
建設業		1	5 (1)	1	16 (1)	9 (1)	21 (2)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		1	1		9 (3)	5 (1)	2
港湾荷役業					1		
商業				3 (1)		6 (2)	3 (2)
清掃・と畜業			2	2	3	4	1
その他			3	1 (1)	9 (2)	3 (2)	14 (5)
合計		3	11 (1)	7 (2)	42 (7)	29 (6)	49 (9)

(注)死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

令和6年3月22日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 17時頃	その他の建設業 (1次下請) ~9人 25~30歳	化学設備 有害物等との接触	ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。

☆死亡災害の概要☆ (令和5年判明分)

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
12月 11時頃	その他の建設工事 民間 ~9人	足場 墜落、転落	<p>【発生状況】</p> <p>保養所の外壁・屋根塗装工事現場において、外壁洗浄作業及び足場の外側に設置していたブルーシートの撤去作業を行っていたが、ブルーシート撤去作業中に足場から墜落した。65~69歳(元請)</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業時における墜落防止設備(墜落転落用保護帽、墜落制止用器具、命綱を含む)の設置と使用 2 作業内容に即した作業手順の作成とその履行 3 作業者の意識的不安全行動の防止



荷役災害防止担当管理者教育を開催します (陸運事業者向け・荷主等向け)

陸災防
神奈川県支部

厚生労働省では荷役作業における労働災害を防止するため、平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者および荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示しました。

この中で、陸運事業者および荷主等はそれぞれ、労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、荷役災害防止の担当者を指名し、その職務遂行に必要な知識を付与する教育を行うことが示されています。【カリキュラム等詳細は当支部ホームページをご参照ください】

そこで、陸災防神奈川県支部では荷役災害防止担当管理者教育を開催することといたしましたので、ご受講いただきますようご案内いたします。

＜荷役災害防止担当管理者教育＞

<p>【陸運事業者向け】 開催日時：令和6年7月8日(月) 午後1時から5時 受講料：5,100円(教材費、消費税込み) 定員：30名</p>	<p>【荷主等向け】 開催日時：令和6年7月12日(金) 午後1時から5時 受講料：5,100円(教材費、消費税込み) 定員：30名</p>
<p>開催場所：神奈川県トラック総合会館 横浜市港北区新横浜 2-11-1</p>	
<p>修了証の交付：講習を修了した方に対して、修了証を交付いたします</p>	
<p>申し込み締切り：講習日の1週間前(ただし定員になり次第締切ります)</p>	

※受講申込み・入金方法

下記の受講申込書にご記入の上、FAX送信してください。FAXによる先着順となります。

FAX送信後、ただちに(原則1週間以内)次のいずれかの方法で受講料のお支払いをお願いします。

- ① 下記口座に受講料を振り込んでください。
- ② 受講料を現金書留にて郵送してください。 ※入金確認後、FAXにて受講票と地図を送信いたします。
- ③ 受講料を陸災防神奈川県支部に持参してください。

事前のご入金をお願いします。講習当日のお支払いは受付しておりません。

<p>振込口座：りそな銀行横浜支店 普通口座 0286304 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部</p>
<p>住所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 トラック総合会館 4F 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305 ホームページ： 陸災防神奈川県支部 <input type="button" value="検索"/></p>

……………切り取らずにこのままFAXしてください(FAX:045-472-1305……………)

(荷主等向け) 荷役災害防止担当管理者教育

事業場名

所在地 〒

TEL FAX 担当者名

受講者氏名	生年月日	役職名

※ご記入いただいた情報は、受講者への連絡、修了証作成等講習会実施のためだけに利用します。

注) 本講習は、神奈川県労働局における「**神奈川県荷役災害防止等連携推進協議会**」を踏まえてご案内させていただいているものです。

～令和6年度 神奈川県労働局 幹部職員人事異動名簿～

官 職	氏 名	旧 官 職
労働局長	藤枝 茂	本省人事
総務部長	笹川 康成	本省人事
総務部総務課長	佐々木 暢	安定
総務部労働保険徴収課長	丸山 光昭	(異動なし)
雇用環境均等部長	辺田 幸子	埼玉労働局
雇用環境均等部企画課長	小沼 みち子	(異動なし)
雇用環境均等部指導課長	長瀬 徹也	(異動なし)
労働基準部長	池内 伸好	本省人事
労働基準部監督課長	松田 恵太郎	福井労働局
労働基準部安全課長	塚田 和男	鶴見署 署長
労働基準部健康課長	畑野 俊	(異動なし)
労働基準部監督課賃金室長	木村 隆志	小田原署 署長
労働基準部労災補償課長	大内 理沙	(異動なし)
横浜南労働基準監督署長	千葉 幸則	局安全課 課長
副署長	佐藤 邦彦	横浜西署 副署長
副署長	松浦 孝之	局徴収課 課長補佐
鶴見労働基準監督署長	野々部 敦	局健康課 主任専門官
副署長	田代 克也	(異動なし)
川崎南労働基準監督署長	渋谷 勇一	川崎北署 署長
副署長	青山 浩二	(異動なし)
川崎北労働基準監督署長	柴田 英彦	平塚署 署長
副署長	二瓶 紀章	(異動なし)
横須賀労働基準監督署長	中村 高康	(異動なし)
横浜北労働基準監督署長	疍崎 雅夫	局監督課 課長
副署長	中田 修司	(異動なし)
副署長	川上 悦子	横浜南署 副署長
平塚労働基準監督署長	多田 義信	横浜北署 副署長
藤沢労働基準監督署長	下川 眞徳	(異動なし)
副署長	野口 研	局補償課 労災訟務官
小田原労働基準監督署長	本間 公紀	局監督課 監察監督官
厚木労働基準監督署長	山崎 嘉之	(異動なし)
副署長	松下 秀巳	川崎南署 副署長
副署長	山端 良博	局補償課 労災監察官
相模原労働基準監督署長	荻野 憲一	(異動なし)
副署長	福田 勝巳	(異動なし)
横浜西労働基準監督署長	塚田 啓子	(異動なし)
副署長	大須賀 徹	局安全課 専門官

【基本的考え方】○雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確に行政を推進していきます。○地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。○労働行政における各種施策の内容や成果等について、労使はもとより国民全体に分かりやすい広報に努め、労働環境の整備に向けた機運の醸成を図っていきます。

令和6年度の重点施策

I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者の処遇改善

II リ・スキリングの推進と人材確保の支援

III 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者の処遇改善

1 最低賃金引上げに向けた支援と非正規労働者の処遇改善

最低賃金の履行確保に取り組むとともに、業務改善助成金により、生産性向上を通じた中小企業等の賃金引上げを支援します。



また、賃上げの原資が確保されるよう、中小企業庁等との連携を強化して適正な価格転嫁の推進を支援するなどの環境整備にも取り組めます。

2 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働局が労働基準監督署と連携して効率的な報告徴集又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めることにより、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組むとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけをすることや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

3 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や、拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知や活用助奨等を行います。

II リ・スキリングの推進と人材確保の支援

1 リ・スキリングによる能力向上支援

●キャリア形成／リ・スキリング推進事業の実施
労働者の在職時からの継続的なキャリア形成やリ・スキリングに係る支援を推進するため、在職

者や企業、学校を対象にキャリア形成支援を行う「キャリア形成／リ・スキリング支援センター」(厚生労働省委託事業)を周知するとともに、ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談を行います。

●公的職業訓練のデジタル分野の重点化

デジタル分野コースを増やすとともに、ハローワークにおいては、求職者にデジタル分野に係る職業訓練の受講の推奨を行います。

●中小企業への賃金助成の拡充等による人材育成の推進

人材開発支援助成金の「事業展開等リ・スキリング支援コース」及び「人への投資コース」の周知・活用助奨を行うとともに、デジタル分野等での活用の促進を図ります。

2 成長分野等への労働移動の円滑化

求職者がハローワークにおいて柔軟な求職活動を行えるようにオンラインによる職業相談、セミナーや職場見学、就職面接会等を積極的に実施します。また、ハローワークにおいて「job tag(職業について、内容、就労する方法、求められる知識・スキルや、どのような人が向いているかなどが総合的にわかるサイト)」を活用していきます。

3 中小企業等に対する人材確保の支援

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など特に人材が不足している分野の人材確保のため、県内7か所(横浜・戸塚・川崎・平塚・藤沢・川崎北・港北)のハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、事業所見学会や就職面接会等を実施します。特に介護分野については、介護労働安定センターと連携し、求人充足、働く方の職場への定着のための取組を進めます。

III 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

1 フリーランスの就業環境の整備

令和6年秋頃に予定されているフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けて、フリーランスやフリーランスに業務を委託する事業主等(発注事業者等)に対し、あらゆる機会を捉えて、同法の内容について周知啓発を行うとともに、フリーランスや発注事業者等からの同法に関する問合せに適切に対応します。

2 女性活躍、仕事と育児・介護の両立支援

●民間企業における女性活躍推進のための支援

令和4年7月8日に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により常用労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、着実な履行確保を図ります。



また、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善と、より一層の女性活躍推進に向けた取組支援を進めます。

●仕事と育児・介護の両立支援のための支援の拡充

常時雇用する労働者数1,000人超企業を対象とした男性の育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」(出生時育児休業)を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

●マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

3 ハラスメント防止対策

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き法の履行確保を図ります。

4 安全で健康に働くことができる環境づくり

※表紙に掲載

●労災保険給付の迅速・適正な給付

社会的関心が高い過労死等事案については請求件数が増加傾向にあるところ、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を一層推進します。

5 多様な働き方、働き方・休み方改革

個々のニーズに基づき多様な働き方を選択し、活躍できる環境整備を推進するため、企業におけるテレワークの導入・定着促進については、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」の支給により支援します。



6 多様な人材の就労・社会参加の促進

●高齢者の就労促進

働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、

その能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現するため、70歳までの就業確保措置を事業主の努力義務とする改正高齢者雇用安定法を周知するとともに、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援を行います。

●障害者の就労促進

多様な障害の特性に対応した就労支援に取り組めます。法定雇用率の引上げにより、障害者雇用の機会増加が見込まれることから、未達成企業の指導・助言の強化に取り組むとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施します。



●外国人労働者に対する就職支援

神奈川県内の外国人労働者は増加傾向にあるため、県内6か所(横浜・川崎・平塚・藤沢・厚木・大和)のハローワークに通訳員を配置するとともに、通訳・多言語音声翻訳機器や、13か国語に対応した多言語コンタクトセンターを活用し、多言語による相談を行います。また、補完的保護対象者に対する留学生等への就職支援に取り組むとともに、外国人留学性に等に関しては、県内2か所(横浜、川崎)にある新卒応援ハローワークを中心に大学等の教育機関と連携しつつ、就職支援を実施します。

外国人労働者を雇用する事業所も増加しており、外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行います。

●多言語による労働条件等の相談支援体制の整備

外国人労働者相談コーナー(労働局:英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語、厚木労働基準監督署:スペイン語)において相談等に対応します。

●地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体庁舎内へのハローワーク常設窓口の設置(26か所)や、福祉事務所等への定期的な巡回相談、就職面接会の実施により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施しま

●長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する求職者への支援

県内5か所(横浜・平塚・相模原・川崎北・港北)のハローワークに、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方を支援する専門窓口を設置し、がん診療拠点病院と連携し、就職支援に取り組めます。

●就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者等への支援

・就職氷河期世代への支援

専門窓口がある4つのハローワーク(横浜・藤沢・相模原・川崎北)が中心となり、専門担当者によるチームを結成し、職業相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を実施します。

・多様な課題を抱える若年者・新規学卒者・正社員を希望する若者への支援

就労に当たって様々な課題を有する若年者に対し、横浜わかものハローワーク及びハローワークにおいて、個別支援担当制で、職業相談から職場定着までの一貫した丁寧な支援を実施します。

また、就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者に対し、新卒応援ハローワーク(横浜・川崎)及びハローワークにおいて、学校や関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施します。

就職氷河期世代から新規学卒者も含め、就労に多種多様な困難を抱える方々に対し、全ハローワークと県内6つの地域若者サポートステーションは、相互の連携を図り就職から職場定着まで一連の支援を実施します。また、企業と地域若者サポートステーションの積極的なマッチングの機会を設けます。



神奈川県労働局委託事業) ☎0120-910-090

働き方改革推進のため、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、過重労働対策、非正規労働者の処遇改善、ハラスメント対策、労働関係助成金の活用など、労務管理全般に関する相談対応等を無料で行っています。